

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1101
構造改革特区において実施可能な特例措置	使用済物品等又は副産物を再生資源として利用してアルコールを製造する場合、アルコール事業法に基づく販売及び使用の許可を不要とし、流通管理（帳簿記帳・定期報告等）を行わないことを容認
特例措置を講じるに当たっての条件	当該アルコールが酒類の原料として不正に使用されるおそれがないものとして製造されること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	再生資源を利用したアルコール製造事業		
措置区分	法律		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	アルコール事業法第9条、第10条、第21条～第30条、第37条～第39条		
特例を講ずべき法令等の現行規定	アルコールの販売、使用をする者は、アルコール事業法に基づく許可を受ける必要がある。また、許可を受けた者（製造を含む）は、アルコール事業法に基づく帳簿記載、定期報告を行う必要がある。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>地方公共団体が設定する構造改革特別区域又はその周辺の産業における地域産業に係る使用済物品等（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項に規定する使用済物品等をいう。）又は副産物（同法第2条第2項に規定する副産物をいう。）であって主としてこれらの地域において回収されるものとして当該地方公共団体が指定したものについて、これを再生資源（同法第2条第4条に規定する再生資源をいう。）として利用して、当該構造改革特別区域において製造事業者（アルコール事業法（平成12年法律第36号）第3条第1項の許可を受けた者をいう。）が製造するアルコール（同法第2条第1項に規定するアルコールをいい、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして経済産業省令で定める化学物質（例えばメタノール）を製造するアルコールに指定する数量以上混和可能な製造設備によりアルコールが製造されると経済産業大臣が認めるものに限る。）については、アルコール事業法第9条、第10条、第2章第三節及び第4節（第21条～第30条）並びに第35条から第37条までの規定を適用しないこととする。</p>	<p>「周辺の産業」は、法律の条文どおり「周辺の地域」とすること。</p> <p>法律では、「経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認める」アルコールとなっている。よって、法律条文に従い記載するとともに、「経済産業省令で定める要件」を具体的に記述すべきである。</p> <p>「製造設備」については、法律上明示されていないものであり、調整を要する。また、これについては「経済産業大臣が認める」ことについても調整を要する。</p> <p>「アルコール事業法第9条、第10条、、、、」の前に、法律の条文どおり、「当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、」を挿入すること。</p>	<p>指摘通り修正する。</p> <p>「経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認める」と修正する。</p> <p>「経済産業省令で定める要件」とは、当該製造事業者が製造するアルコールが酒類の原料として不正に使用されるものでないと「経済産業大臣が認める」ための要件であり、具体的には下記の2つのみ。</p> <p>当該アルコールが酒類の原料として不正に使用されないようにするために当該アルコールに混和する化学物質（例：メタノール）とその混和する分量実際に当該製造事業者が記載した化学物質を当該アルコールに混和する装置が、当該製造事業者が有するアルコール製造設備に設置されていること（本要件は、実際に当該製造事業者が混和する能力を有し、不正使用のおそれのない製造設備であることを客観的に確認するための唯一かつ必要最低限のもの。）</p> <p>なお、これらの要件は、当該アルコールが酒類に不正に使用されるおそれがないことを「経済産業大臣が認める」ために必要最小限かつ客観的具体的要件であり、また、これらに加えて経済産業大臣が確認すべき事項はない。したがって、本要件は、「特例措置の内容」の欄に記入することとし、本要件が満たされていることが地方公共団体が申請する特区計画にそれぞれ記載され、また、それ</p>
----------------	--	--	--

## 【検討要請への回答】

を確認するために必要な書類（当該アルコールと化学物質を混和するための装置の構造図及び配置図のみ）が添付されていることを確認することをもって、「経済産業大臣が認める」こととする。

「製造設備」について、上記記載にもあるように、当該アルコールと化学物質を混和するための装置を製造設備に設置していることは、法律やプログラムに明示的に記載されてはいないものの、プログラムの「特例措置を講じるに当たっての条件」を客観的具体的に示したものであり、かつ必要最小限のものである。したがって、上記記載にもあるように、この点を「経済産業大臣が認める」ことは特区法25条に記載されている内容及びプログラムに記載されている内容を超えるものではないとの認識。また、上記にも記載したとおり「経済産業大臣が認める」行為自体は、地方公共団体が申請した特区計画に対して、特区法第4条第9項に基づく「関係行政機関の長」たる経済産業大臣が同意をなす際に同時になされることから、地方公共団体や事業者に対して上乗せ的な規制や手続を課しているものではないとの認識。

「経済産業大臣が認める」ことについては、特区法第25条に記載されている。

指摘通り挿入する。

【検討要請への回答】

実施主体	アルコール製造事業者	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	構造改革特別区域又はその周辺の地域における地域産業に係る使用済物品等又は副産物が主としてこれらの地域において回収され、これを再生資源として利用して、当該構造改革特別区域においてアルコール製造事業を行う者がいる地域。		
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	経済産業省令で定める化学物質を指定する数量以上混和する装置が、アルコールの製造設備に設置され、酒類の原料として不正に使用されないアルコールが製造されると経済産業大臣が確認できることが必要。	<p>特区法第25条は、「地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたとき」は、特例の適用があるものである。また、経済産業大臣の同意も、法律上の要件に適合する場合は同意をするものである。よって、経済産業省令で酒類の原料として不正に使用されないアルコールの要件を示し、地方公共団体が工業試験場等の試験研究機関で確認することとして、同意の要件ではなく、特例措置の内容とするべきではないか。</p> <p>「製造設備」については上述。</p>	<p>上記「特例措置の内容」に関する所管省庁からの回答の欄に記載したとおり、本内容については、「特例措置の内容」とする一方、当該アルコールが酒類に不正に使用されるおそれがないことを「経済産業大臣が認める」行為については、酒税に係る徴税事務との関係等も考慮に入れば、地方公共団体自身ではなく、経済産業大臣自身が認めることが必要があり、この「経済産業大臣が認める」行為については法律上も明示されており、その内容を超えるものではないと認識。また、上記にも記載したとおり、特区計画に必要な記載及び必要な書類を添付すればよいだけであることから、地方公共団体や事業者に対して上乗せ的に規制や手続を課しているものではないとの認識。</p> <p>「製造設備」については上述。</p>

【検討要請への回答】

<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>経済産業省令で定める化学物質を指定する数量以上混和する装置が、アルコールの製造設備に設置されていると確認するため、経済産業省令で定める確認申請書に化学物質の混和装置の配置図及び同装置の構造図を添えて、経済産業大臣に提出することが必要。</p>	<p>上記の特例措置により必要ない。</p>	<p>「特例措置の内容」に関する所管省庁の回答欄に記載したとおり、地方公共団体が申請する特区計画に必要な記載及び添付書類があれば、特区計画の同意行為に加えて、別途のタイミングで経済産業大臣による確認行為を要するものではない。</p>
------------------------	--	------------------------	--

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1102
構造改革特区において実施可能な特例措置	中心市街地の活性化のための大規模小売店舗の新設及び変更の際の手続きの簡素化
特例措置を講じるに当たっての条件	都道府県等が、中心市街地の構造改革特区に関する認定申請の事前手続として、あらかじめ店舗の立地する市町村や住民等に対して構造改革特区計画案の内容を十分説明し、意見を聴取すること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	中心市街地における商業の活性化事業		
措置区分	法律、省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	大規模小売店舗立地法第5条第4項、第6条第4項、第8条、第9条 大規模小売店舗立地法施行規則第4条第1項第4号から第12号		
特例を講ずべき法令等の現行規定	大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第6条第1項若しくは第2項の規定による届出（同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなされる同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出を含む。）に係る同法第5条第1項各号に掲げる事項の変更の実施制限、関係者からの意見聴取、都道府県等意見の表明、勧告・公表手続き及び上記届出への書類添付。		

<p>特例措置の内容</p>	<p>・都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市を含む。以下同じ。）が、その設定する構造改革特別区域が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第1項に規定する特定中心市街地の区域のうち大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより商業の活性化を図ることが特に必要な区域であるものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第6条第1項若しくは第2項の規定による届出（同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなされる同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出を含む。）に係る同法第5条第1項各号に掲げる事項の変更については、同法第5条第4項、第6条第4項、第8条及び第9条の規定を、適用しないこととする。</p> <p>また、上記の届出には、施行規則第4条第1項第4号から第12号に掲げる書類の添付を不要とする。</p> <p>・市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、構造改革特別区域に係る構造改革特別区域計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。</p> <p>・都道府県は、構造改革特別区域に係る構造改革特別区域計画の案を作成するに際し、計画案の作成の際に当該構造改革特別区域の存する市町村と協議しなければならない。</p> <p>・都道府県は、構造改革特別区域に係る構造改革特別区域計画の案を作成するに際し、必要に応じ、居住者、事業者、商工会議所又は商工会等の団体その他の者からの意見聴取を行うことができる。例えば公聴会の開催が考えられる。</p> <p>・都道府県は、上記の手続きを経て作成した計画案を公告、縦覧し、居住者、事業者、商工会議所又は商工会等の団体その他の計画案について意見を有する者から意見を聴取する。</p>	<p>「計画の案を作成するに際し、計画案の作成の際に」は、法律の条文どおり「計画の案を作成しようとするときは、」とすること。</p> <p>「意見聴取を行うことができる。」は、法律と異なるため、「意見聴取を行うものとする。」としてはどうか。</p> <p>特区法第24条第5項、第6項に該当する部分は、法律の条文どおりでいいのではないか。</p>	<p>了解</p> <p>了解</p> <p>了解</p>
<p>実施主体</p>	<p>当該地域内において大規模小売店舗の新設又は変更をしようとする者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	

【検討要請への回答】

<p>想定対象地域</p>	<p>中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第1項に規定する特定中心市街地の区域のうち大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより商業の活性化を図ることが特に必要な区域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>・所定の手続きがとられていること。</p>		
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>			

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1103
構造改革特区において実施可能な特例措置	特定供給の活用による一般電気事業者及び特定電気事業者以外の事業者が一定の範囲内で自営線により電力供給できる事業範囲の拡大
特例措置を講じるに当たっての条件	特区内の供給者と需要家との関係において、資本関係等にかかわらず、需要家保護措置を要しない密接な関係が確保されること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	電力の供給・需給者間における資本関係等以外による特定供給事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第21条		
特例を講ずべき法令等の現行規定	特定供給制度を活用して電気を供給する場合には、両者に生産工程、資本関係、人的関係等の密接な関係を要する。		
特例措置の内容	構造改革特区内の供給者と需要家との関係において、資本関係等に関わらず、需要家保護措置を要しない密接な関係が確保される場合には、特定供給制度に基づく電力供給を可能とする。	資本関係等とは何か。具体的に制限列挙すること。 「需要家保護措置を要しない密接な関係が確保される場合」とは、具体的にはどのようなことか。	資本関係等とは生産工程、資本関係、人的関係を通じた供給者・需要家間の関係。 特区における特定供給を行う供給者と需要家との間で、下記「同意の要件」に記した(1)、(2)に該当する場合など、資本関係、人的関係、生産工程を通じた関係と同程度に供給者と需要家との間に密接な関係が認められる場合。

【検討要請への回答】

実施主体	民間企業等	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	構造改革特区の全部又は一部		
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	<p>構造改革特区内の供給者と需要家との間において電気事業法施行規則第21条における資本関係等と同程度の密接な関係が認められること。例えば、以下の要件を特区申請者が保証する場合等。</p> <p>（1）供給者と需要家との間に、長期間にわたる取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係が存在し、その関係が今後も継続することが見込まれ、両者の間に密接な関係が認められること。</p> <p>（2）供給者となる公社等の公的主体が需要家とともに組合を設立し、その関係が今後も継続することが見込まれ、供給者と需要家の間に密接な関係が認められること。</p>	<p>特例措置の内容であり、同意の要件ではない。</p> <p>自治体からの提案が、この内容で実現できるのか。過度の要件を課すものとなっていないか。例えば、臨海工業地域で、工場の自家発電設備の余剰電力を供給することが可能となるのか。</p> <p>「同程度の密接な関係が認められる」とは、具体的にはどのようなことか。</p> <p>「特区申請者が保証」とは具体的にどのような内容を意味するのか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正。</p> <p>特区で指定される地域がコンビナートなど地縁的な一体性を有する地域であって、現行の電気事業法体系の下で「一の需要場所」の観念出来る場合には、内部での電気のやり取りは規制対象外であり、自治体の要望に応えることは可能。また、(1)、(2)の要件を供給者と需要家との間に確認出来る場合には特定供給制度の活用が可能であり、自治体の要望に応えることは可能。</p> <p>資本関係等と同じように供給者と需要家との間に料金規制等の需要家保護措置を要しない密接不可分な関係が認められること。</p> <p>特例措置を受けようとする者が、供給者と需要家との間に上記(1)、(2)の関係が存在することを判断しうる資料を特区申請者となる地方自治体に提出し、その内容を地方自治体を確認すること。</p>

【検討要請への回答】

<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>		<p>以下に修正。 特区申請者が特区内部で特定供給の特例措置を活用しようとする供給者と需要家との間に(1)、(2)該当する関係が存在することを個別に確認し、密接な関係が確保されている場合にはその旨を特例措置を受けようとする者に通知。供給者は当該通知を許可申請の際、経済産業大臣に提出。</p>
------------------------	-------------	--	--

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1104
構造改革特区において実施可能な特例措置	家庭用燃料電池の自家用電気工作物から一般用電気工作物への位置付けの変更
特例措置を講じるに当たっての条件	例えば、燃料、機械、電気の専門家等が、運転状況の監視や点検・メンテナンスを実施するとともに、機器異常時や災害等の非常時の保安体制が整備されること及びこれらの事項を明確にルール化しておくことなど、個別の設備毎に、その技術的特性等に応じた適切な代替措置が講じられること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	家庭用燃料電池等小型分散型電源の導入事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法第38条第1項第3号に基づく経済産業省令		
特例を講ずべき法令等の現行規定	法第三十八条にて一般用電気工作物の定義が規定されているが、燃料電池はその対象となっていない。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>次の条件を満たす燃料電池発電設備（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）を、一般用電気工作物に位置付ける。          (1)電気事業法施行規則第48条第3項で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第48条第2項に定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないこと。          (2)固体高分子形であること。          (3)出力10キロワット未満であること。ただし、同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する施行規則第48条第4項各号に定める設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が20キロワット以上となるものを除く。</p>		
<p>実施主体</p>	<p>当該小型分散型電源を設置する者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>新工ネ導入の促進の観点から、家庭用燃料電池等小型分散型電源の導入を図ることが特に必要である地域</p>		

【検討要請への回答】

<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>(1)地方公共団体により、『電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（通商産業省令第52号）第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験』に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者が、工事、維持及び運用に関する保安の監督をなすことを確保すること。 (2)地方公共団体により、保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第1項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が明確に定められていること。</p>	<p>同意の要件ではなく、特例措置の内容に記述すべきである。</p>	<p>指摘を踏まえ、『特例措置の内容』に、当該機器を導入した際の弊害を防止する措置を含めた形で記載する。これは、代替措置が不要であるとの趣旨ではなく、機器の要件に組み込むことにより、代替措置をより明確化するものである。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>家庭用燃料電池発電設備を設置する者は、当該設備に関し、出力、台数、燃料の種類、制御方法に関する説明書など、『特例措置の内容』及び『同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）』を満足することを確認できるものを、あらかじめ地方公共団体に届出する。地方公共団体はその内容の妥当性を確認するとともに、届出内容を原子力安全・保安院に通知する。これらの事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>地方公共団体への届出は、特区申請において担保されているのではないかと。 一般用電気工作物には、届出義務がないとするなら、原子力安全・保安院に届け出る必要はないのではないかと。</p>	<p>実際の確認手段には様々な方法がありうると思われるが、特例として設置される個別の機器毎の仕様等が『特例措置の内容』に合致しているか否かの確認は、保安上最低限行うべき事項であると考えている。 本特例は、本来一般用電気工作物でない発電設備について、保安体制の強化等を前提に一般用電気工作物に準じた扱いを認めるものである。したがって、保安を確保する上での最低限の情報として、対象となる機器が、どこで、どの様に使用されているのか把握することは不可欠であると考えており、原案が適当と考えている。</p>

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1105
構造改革特区において実施可能な特例措置	小出力発電設備となる出力範囲及び対象の拡大
特例措置を講じるに当たっての条件	例えば、燃料、機械、電気の専門家等が、運転状況の監視や点検・メンテナンスを実施するとともに、機器異常時や災害等の非常時の保安体制が整備されること及びこれらの事項を明確にルール化しておくことなど、個別の設備毎に、その技術的特性等に応じた適切な代替措置が講じられること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	家庭用燃料電池等小型分散型電源の導入事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法第38条第1項第3号に基づく経済産業省令		
特例を講ずべき法令等の現行規定	法第38条に規定される一般用電気工作物の定義が定められているが、ガスタービンを原動力とする火力発電設備(ガスタービン発電設備)はその対象となっていない。		

<p>特例措置の内容</p>	<p>次の条件を満たすガスタービン発電設備（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）を、一般用電気工作物に位置付ける。</p> <p>(1)電気事業法施行規則第48条第3項で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第48条第2項に定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>(2)出力30キロワット未満であること。</p> <p>(3)最高使用圧力が1,000キロパスカル未満であること。</p> <p>(4)最高使用温度が1,400度未満であること。</p> <p>(5)発電機と一体のものとして一の筐体に納められていること。</p> <p>(6)ガスタービンの損壊事故が発生した場合においても、破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有すること。</p> <p>(7)同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する発電設備と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>(8)公衆が容易に触れないための措置がなされていること。</p>		
<p>実施主体</p>	<p>当該小型分散型電源を設置する者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	

【検討要請への回答】

<p>想定対象地域</p>	<p>新工ネ導入の促進の観点から、家庭用燃料電池等小型分散型電源の導入を図ることが特に必要である地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>(1)地方公共団体により、『電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（通商産業省令第52号）第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験』に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者が、工事、維持及び運用に関する保安の監督をなすことを確保すること。                  (2)地方公共団体により、保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第1項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が明確に定められていること。</p>	<p>同意の要件ではなく、特例措置の内容に記述すべきである。</p>	<p>指摘を踏まえ、『特例措置の内容』に、当該機器を導入した際の弊害を防止する措置を含めた形で記載する。これは、代替措置が不要であるとの趣旨ではなく、機器の要件に組み込むことにより、代替措置をより明確化するものである。</p>

## 【検討要請への回答】

<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>ガスタービン発電設備を設置する者は、当該設備に関し、出力、台数、燃料の種類、制御方法に関する説明書など、『特例措置の内容』及び『同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）』を満足することを確認できるものを、あらかじめ地方公共団体に届出する。地方公共団体はその内容の妥当性を確認するとともに、届出内容を原子力安全・保安院に通知する。これらの事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>地方公共団体への届出は、特区申請において担保されているのではないかと考えられるが、一般用電気工作物には、届出義務がないとするなら、原子力安全・保安院に届け出る必要はないのではないかと考えられる。</p>	<p>実際の確認手段には様々な方法があると思われるが、特例として設置される個別の機器毎の仕様等が『特例措置の内容』に合致しているか否かの確認は、保安上最低限行うべき事項であると考えている。</p> <p>本特例は、本来一般用電気工作物でない発電設備について、保安体制の強化等を前提に一般用電気工作物に準じた扱いを認めるものである。したがって、保安を確保する上での最低限の情報として、対象となる機器が、どこで、どの様に使用されているのか把握することは不可欠であると考えており、原案が適当と考えている。</p>
------------------------	--	--	---

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1106
構造改革特区において実施可能な特例措置	運転停止時に燃料電池内の燃料ガスを排除するための不活性ガス（窒素ガスボンベ）の常備の不要化
特例措置を講じるに当たっての条件	現在実施されている定置用燃料電池普及基盤整備事業（ミレニアムプロジェクト）で収集された技術データに基づく技術検討結果などに応じ、例えば（水素ガスを含む）停止時の残存燃料ガスによる爆発の防止や、停止時の残存燃料ガスによる発電の継続の防止に対する適切な代替措置が講じられること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	家庭用燃料電池等小型分散型電源の導入事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第35条		
特例を講ずべき法令等の現行規定	不活性ガス等で燃料ガスを安全に置換できる構造であること。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>次の条件を満たす家庭用燃料電池発電設備（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）について、特例措置を認める。          (1)固体高分子形であること。          (2)出力10キロワット未満であること。          (3)燃料電池設備の燃料ガスを通ずる部分の燃料ガスが排除される構造であること、又は、例えば十分な強度を有する材料を使用するなど、燃料電池設備の燃料ガスを通ずる部分に密封された燃料ガスによる爆発に耐えられる構造であること</p>		
<p>実施主体</p>	<p>当該小型分散型電源を設置する者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>新エネ導入の促進の観点から、家庭用燃料電池等小型分散型電源の導入を図ることが特に必要である地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>地方公共団体により、保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第1項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が明確に定められていること。</p>	<p>同意の要件ではなく、特例措置の内容に記述すべきである。</p>	<p>指摘を踏まえ、『特例措置の内容』に、当該機器を導入した際の弊害を防止する措置を含めた形で記載する。これは、代替措置が不要であるとの趣旨ではなく、機器の要件に組み込むことにより、代替措置をより明確化するものである。</p>

## 【検討要請への回答】

<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>家庭用燃料電池発電設備を設置する者は、当該設備に関し、出力、台数、燃料の種類、制御方法に関する説明書など、『特例措置の内容』及び『同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）』を満足することを確認できるものを、あらかじめ地方公共団体に届出する。地方公共団体はその内容の妥当性を確認するとともに、届出内容を原子力安全・保安院に通知する。これらの事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>地方公共団体への届出は、特区申請において担保されているのではないかと見られるが、特例として設置される個別の機器毎の仕様等が『特例措置の内容』に合致しているか否かの確認は、保安上最低限行うべき事項であると考えている。</p> <p>本特例は、現時点では技術的安全性が確認されていない手法について、保安体制の強化等を前提にこの利用を認めるものである。したがって、保安を確保する上での最低限の情報として、対象となる機器が、どこで、どの様に使用されているのか把握することは不可欠であると考えており、原案が適当と考えている。</p>	<p>地方公共団体への届出は、特区申請において担保されているのではないかと見られるが、特例として設置される個別の機器毎の仕様等が『特例措置の内容』に合致しているか否かの確認は、保安上最低限行うべき事項であると考えている。</p> <p>一般用電気工作物には、届出義務がないとするなら、原子力安全・保安院に届け出る必要はないのではないかと見られるが、特例として設置される個別の機器毎の仕様等が『特例措置の内容』に合致しているか否かの確認は、保安上最低限行うべき事項であると考えている。</p> <p>本特例は、現時点では技術的安全性が確認されていない手法について、保安体制の強化等を前提にこの利用を認めるものである。したがって、保安を確保する上での最低限の情報として、対象となる機器が、どこで、どの様に使用されているのか把握することは不可欠であると考えており、原案が適当と考えている。</p>
------------------------	---	--	---

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1107
構造改革特区において実施可能な特例措置	ジメチルエーテル（以下「DME」という。）の実験設備について、一定の条件下における装置の改良又は改造に伴う許可申請手続きの簡素化（許可が必要なものは届出化、届出が必要なものは届出免除）
特例措置を講じるに当たっての条件	DMEの実験設備であり研究開発目的で使用される設備について、処理量の変更を伴わない構造変更であること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	DME試験研究施設の変更工事に係る許可申請等の手続きに関する特例事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	一般高圧ガス保安規則第14、16条 コンビナート等保安規則第13条	一般高圧ガス保安規則第15条、第17条が特例措置を講ずる条項ではないのか。	貴見の通り修正する。 また、コンビナート等保安規則についても同様の観点から14条に変更する。
特例を講ずべき法令等の現行規定	高圧ガス製造施設の変更工事の内容に応じて、都道府県知事に許可申請又は届出を行うこととなっている。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>DMEの試験研究施設として地方公共団体が認めたものについては、当該施設における処理量の変更を伴わない構造変更を、高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項のただし書の経済産業省令で定める軽微な変更工事として取り扱い、同条第1項に基づく許可申請については届出に、同条第4項に基づく届出については不要とする。</p>		
<p>実施主体</p>	<p>DME試験研究施設を使用して高圧ガスを製造する者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>新エネ導入の促進の観点から、DMEの導入を図ることが特に必要である地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>			
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>			

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1108
構造改革特区において実施可能な特例措置	地方公共団体の提案に基づく水素ステーション及びDMEステーションに係る保安統括者等の選任の免除
特例措置を講じるに当たっての条件	たとえば自動遮断装置等保安統括者等を選任しなくても高圧ガス製造設備の保安が確保される代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	水素ガススタンド及びDMEガススタンドに係る保安統括者等の選任に関する特例事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	一般高圧ガス保安規則第64条 コンビナート等保安規則第23条		
特例を講ずべき法令等の現行規定	水素ガススタンド等の高圧ガス製造事業所には、保安統括者等の選任が必要。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>スタンドのスペック（使用圧力、処理量等）、たとえば自動遮断装置の設置等、保安統括者を選任しなくともスタンドの保安が確保される保安確保策、保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献、具体的なスタンドに係る技術上の基準（参考：一般高圧ガス保安規則第7条第2項、圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準）、が提案者から提案され、安全性が検証される場合、特区における高圧ガス保安法第27条の2第1項第1号の経済産業省令で定める者（保安統括者の選任が不要な者）として、水素ガススタンド及びDMEガススタンドを定める。</p>	<p>の「等」とは何か。 求める要件が過度のものとなっていないか。必要なものなのか。</p> <p>「安全が検証される場合」については、「同等の安全性を確認」するための客観的基準を示し、地方公共団体に～の内容について判断できるようにできないか。経済産業省は、地方公共団体が検証したものについて、確認すれば足りるようにできないか。このようにしないと、自治体からみてどのような場合に「安全性を確認」できるのか不明確ではないか。</p>	<p>・スペックとは、高圧ガスの製造の許可が必要となるもの（処理設備の処理能力、処理設備の性能、設備の構造に関する書類、施設の位置に関する書類や図面）を想定しており、保安確保策の内容によっては、提案するスペックが追加又は削減されることが考えられるため、「等」と記載した。</p> <p>・現行の技術上の基準は経済産業省令で定められているものであり、～の内容と現行の技術上の基準及び保安統括者等によって確保される保安活動を比較検討し、「同等の安全性を確認」できるのは、経済産業省である。比較検討するために、～の内容は必要最小限のものである。</p>
<p>実施主体</p>	<p>水素ガススタンド及びDMEガススタンドにおいて高圧ガスを製造する者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>新エネ導入の促進の観点から、水素スタンド等の導入を図ることが特に必要である地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>～の内容について総合的な安全性が検証され、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。</p>	<p>上記特例措置の内容の変更により、必要ないのではないか。</p>	<p>・上記の理由により必要である。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>			

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1109
構造改革特区において実施可能な特例措置	地方公共団体の提案に基づく燃料電池自動車及びDME自動車に係る、車両と燃料タンクと一体での再検査の可能化
特例措置を講じるに当たっての条件	たとえば、目視検査により容器内面を確認しなくとも、健全性が確保されるコーティングが内面から施されている等の代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	燃料電池自動車及びDME自動車に係る車両と燃料タンクと一体での再検査事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	高圧ガス保安法容器保安規則第25条、第26条(容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示(以下、容器細目告示)第2条)		
特例を講ずべき法令等の現行規定	容器再検査では、容器ごとに、内面及び外面の目視検査や耐圧試験を行う必要がある。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>容器のスペック（圧力、材料、容量、寿命）、たとえば目視検査により容器内面を確認しなくとも、健全性が確保されるコーティングが内面に施されている等、容器の保安が確保される保安確保策、容器再検査の方法（参考：容器細目告示第17条、第18条、圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の外観検査、漏洩試験）、が提案者から提案され、安全性が検証される場合、車載状態のまま容器再検査を実施する能力があると認められた特区における容器検査所において、高圧ガス保安法第49条第1項の経済産業省令で定める方法及び同条第2項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格として燃料電池自動車及びDME自動車の燃料タンクについては、車載状態のまま容器再検査を行うことができることにする。</p>	<p>求める要件が過度のものとなっていないか。必要なものなのか。</p> <p>「安全が検証される場合」については、「同等の安全性を確認」するための客観的基準を示し、地方公共団体に～の内容について判断できるようにできないか。経済産業省は、地方公共団体が検証したものについて、確認すれば足りるようにできないか。このようにしないと、自治体からみてどのような場合に「安全性を確認」できるのか不明確ではないか。</p>	<p>・現行の技術上の基準は経済産業省令で定められているものであり、～の内容と現行の技術上の基準を比較検討し、「同等の安全性を確認」できるのは、経済産業省である。比較検討するために、～の内容は必要最小限のものである。</p>
<p>実施主体</p>	<p>都道府県知事、高圧ガス保安協会、指定容器検査機関、容器検査所</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>新エネ導入の促進の観点から、燃料電池自動車等の導入を図ることが特に配慮が必要である地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>～の内容について総合的な安全性が検証され、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。</p>	<p>上記特例措置の内容の変更により、必要ないのではないか。</p>	<p>・上記の理由により必要である。</p>

## 【検討要請への回答】

<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・車載状態のまま容器再検査を受けさせようとする容器であることを見分けるための措置を地方公共団体の長は講ずる。</li><li>・地方公共団体の長に認められた指定容器検査機関、容器検査所は車載状態での容器再検査を実施する。</li></ul>	<p>前段について、地方公共団体にこのような義務を課す必要性があるのか。</p> <p>要件であれば、特例措置の内容に書くこと。</p> <p>指定容器検査機関、指定容器検査所とは何か。</p> <p>後段は、記載する必要がないのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・前段については、車載状態のまま容器再検査を実施できる車と、実施できない車が存在することが想定されるため、その区別を地方公共団体が行う必要がある。</li><li>・要件であると考えられるので、特例措置の内容として、「車載状態のまま容器再検査を受けさせようとする容器であることを見分けるための措置を地方公共団体の長が講じ、かつ、容器のスペック…」と記載することとする。</li><li>・指定容器検査機関とは、高圧ガス保安法第58条の31に規定されている、容器検査、容器再検査を行う者である。容器検査所とは、高圧ガス保安法第49条に規定されている、容器再検査を行う者である。</li><li>・車載状態のまま容器再検査を行うためには、その検査の方法（により提案される）が実施できる検査設備を所有し、適切な能力を持った検査員がいることが必要であり、再検査を実施する者として適当かどうかを地方公共団体の長は認める必要がある。本件は特例措置の内容として「車載状態のまま容器再検査を実施する能力があると認められた特区における容器検査所において」と記載している部分を「指定容器検査機関、容器検査所において」と修正し、ご指摘のとおり削除することとする。</li></ul>
------------------------	--	---	--

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1110
構造改革特区において実施可能な特例措置	地方公共団体の提案に基づく定置式製造設備（燃料電池自動車のための水素ステーション、DMEステーション）の保安距離規制の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	たとえば自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁等災害による周囲への被害を小さくするための代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	水素ガススタンド及びDMEガススタンドにおける保安距離に関する特例事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第2号 コンビナート等保安規則第5条第1項第2、3号		
特例を講ずべき法令等の現行規定	定置式製造設備における高圧ガス災害の周囲物件への被害を小さくするため、定置式製造設備から周囲の物件（学校、病院、民家等）までの距離が定められている。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>スタンドのスペック（使用圧力、処理量等）、たとえば自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁の設置等、保安距離を変更しても災害の周囲物件への被害を小さくする保安確保策、保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献、具体的なスタンドに係る技術上の基準（参考：一般高圧ガス保安規則第7条第2項、圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準）、が提案者から提案され、安全性が検証される場合、特区における高圧ガス保安法第8条第1号の経済産業省令で定める技術基準として、水素ガススタンド及びDMEガススタンドにおける保安距離は、安全性が検証された距離とする。</p>	<p>の「等」とは何か。 求める要件が過度のものとなっていないか。必要なものなのか。</p> <p>「安全が検証される場合」については、「同等の安全性を確認」するための客観的基準を示し、地方公共団体に～の内容について判断できるようにできないか。経済産業省は、地方公共団体が検証したものについて、確認すれば足りるようにできないか。このようにしないと、自治体からみてどのような場合に「安全性を確認」できるのか不明確ではないか。</p>	<p>・スペックとは、高圧ガスの製造の許可が必要となるもの（処理設備の処理能力、処理設備の性能、設備の構造に関する書類、施設の位置に関する書類や図面）を想定しており、保安確保策の内容によっては、提案するスペックが追加又は削減されることが考えられるため、「等」と記載した。</p> <p>・現行の技術上の基準は経済産業省令で定められているものであり、～の内容と現行の技術上の基準を比較検討し、「同等の安全性を確認」できるのは、経済産業省である。比較検討するために、～の内容は必要最小限のものである。</p>
<p>実施主体</p>	<p>水素ガススタンド及びDMEガススタンドにおいて高圧ガスを製造する者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>新エネ導入の促進の観点から、水素スタンド等の導入を図ることが特に必要である地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>～の内容について総合的な安全性が検証され、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。</p>	<p>上記特例措置の内容の変更により、必要ないのではないか。</p>	<p>・上記の理由により必要である。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>			

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1111
構造改革特区において実施可能な特例措置	地方公共団体の提案に基づくDMEの実験設備における防爆構造が困難な計測機器の容認
特例措置を講じるに当たっての条件	たとえば換気、ガス漏えい検知設備の完備等防爆性能を有する構造でなくとも良い代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	DME試験研究施設における防爆構造が困難な計測機器の設置に関する特例事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第26号 コンビナート等保安規則第5条第1項第48号		
特例を講ずべき法令等の現行規定	可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスの種類に応じた防爆性能を有する構造でなければならない。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>DME試験研究施設のスペック（使用圧力、処理量等）、たとえば換気、ガス漏れ検知設備の完備等、防爆構造が困難な計測機器を設置しても保安が確保される保安確保策、保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献、が提案者から提案され、安全性が検証される場合、特区における高圧ガス保安法第8条第1号の経済産業省令で定める技術基準として、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第26号、コンビナート等保安規則第5条第1項第48号にかかわらず、DMEの試験研究施設として地方公共団体が認めた施設においては、防爆構造が困難な計測機器を設置することができることにする。</p>	<p>の「等」とは何か。 求める要件が過度のものとなっていないか。必要なものなのか。</p> <p>「安全が検証される場合」については、「同等の安全性を確認」するための客観的基準を示し、地方公共団体に～の内容について判断できるようにできないか。経済産業省は、地方公共団体が検証したものについて、確認すれば足りるようにできないか。このようにしないと、自治体からみてどのような場合に「安全性を確認」できるのか不明確ではないか。</p>	<p>・スペックとは、高圧ガスの製造の許可で必要となるもの（処理設備の処理能力、処理設備の性能、設備の構造に関する書類、施設の位置に関する書類や図面）を想定しており、保安確保策の内容によっては、提案するスペックが追加又は削減されることが考えられるため、「等」と記載した。</p> <p>・現行の技術上の基準は経済産業省令で定められているものであり、～の内容と現行の技術上の基準を比較検討し、「同等の安全性を確認」できるのは、経済産業省である。比較検討するために、～の内容は必要最小限のものである。</p>
<p>実施主体</p>	<p>DME試験研究施設において高圧ガスを製造する者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>新エネ導入の促進の観点から、DMEの導入を図ることが特に必要である地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>～の内容について総合的な安全性が検証され、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。</p>	<p>上記特例措置の内容の変更により、必要ないのではないか。</p>	<p>・上記の理由により必要である。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>			

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1112
構造改革特区において実施可能な特例措置	地方公共団体の提案に基づく液化水素ガスの輸送容器の充填率の上限の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	充填率を上げても容器の安全性が確保されることを証明するデータ等につき提案者から提供を受け、安全性が検証されること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	液化水素ガスの輸送容器の充填事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	容器保安規則第22条		
特例を講ずべき法令等の現行規定	液化ガスの充填率が定められている。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>容器のスペック（圧力、材料等）、充填率（参考：容器保安規則第22条、液化ガスの質量の計算の方法）、充填率を上げてても当該容器の安全性が確保される保安確保策、保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献、が提案者から提案され、安全性が検証される場合、特区における高圧ガス保安法第48条第4項各号の経済産業省令で定める方法として、容器保安規則第22条にかかわらず、充填する能力があるとして地方公共団体の長に指定された充填所においては、安全性が検証された充填率の上限を認める。</p>	<p>の「等」とは何か。 求める要件が過度のものとなっていないか。必要なものなのか。</p> <p>「安全が検証される場合」については、「同等の安全性を確認」するための客観的基準を示し、地方公共団体に～の内容について判断できるようにできないか。経済産業省は、地方公共団体が検証したものについて、確認すれば足りるようにできないか。このようにしないと、自治体からみてどのような場合に「安全性を確認」できるのか不明確ではないか。</p>	<p>・スペックとは、容器検査で必要となるもの（温度、肉厚、構造及び仕様、製造の方法、強度、欠陥の有無、想定しうる外的負荷、気密性、容器の経歴）を想定しており、保安確保策の内容によっては、提案するスペックが追加又は削減されることが考えられるため、「等」と記載した。</p> <p>・現行の技術上の基準は経済産業省令で定められているものであり、～の内容と現行の技術上の基準を比較検討し、「同等の安全性を確認」できるのは、経済産業省である。比較検討するために、～の内容は必要最小限のものである。</p>
<p>実施主体</p>	<p>液化水素ガスを充てんする者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>新エネ導入の促進の観点から、水素スタンドの導入を図ることが特に必要である地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>～の内容について総合的な安全性が検証され、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。</p>	<p>上記特例措置の内容の変更により、必要ないのではないか。</p>	<p>・上記の理由により必要である。</p>

【検討要請への回答】

<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>充填率を変更して充填を行おうとする輸送容器を見分けるための措置を地方公共団体の長は講ずる。地方公共団体の長に指定された充填所は変更した充填率での充填を実施する。</p>	<p>前段について、地方公共団体にこのような義務を課す必要性があるのか。 要件であれば、特例措置の内容に書くこと。 指定された充填所とは何か。 後段は、記載する必要がないのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・前段については、充填率を変更できる輸送容器と、変更できない輸送容器が存在することが想定されるため、その区別を地方公共団体が行う必要がある。</li><li>・要件であると考えられるので、特例措置の内容として、「充填率を変更できる輸送容器であることを見分けるための措置を地方公共団体の長が講じ、かつ、容器のスペック…」と記載することとする。</li><li>・液化水素の量を適切に計量することのできる設備を有している充填所が指定された充填所である。</li><li>・特例措置の内容として、「充填する能力があるとして地方公共団体の長に指定された充填所においては」と記載しており、ご指摘のとおり不要であると考えられるので、削除することとする。</li></ul>
------------------------	---	--	--

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1113
構造改革特区において実施可能な特例措置	地方公共団体の提案に基づくDMEの貯蔵設備を埋設した場合の保安距離規制の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	貯槽を埋設することにより、爆発等の周囲への影響がどの程度緩和されるのか等に関するデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	DME貯蔵設備を埋設した場合の保安距離に関する特例事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	一般高圧ガス保安規則第21、26条(一般高圧ガス保安規則第6条第1項第2号)		
特例を講ずべき法令等の現行規定	貯槽により貯蔵する場合、その量に応じて周囲物件(学校、病院、民家等)までの距離が定められている。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>貯蔵設備のスペック（使用圧力、貯蔵量等）、たとえば自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁の設置等、保安距離を変更しても災害の周囲物件への被害を小さくする保安確保策、保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献、具体的な貯蔵設備に係る技術上の基準（参考：液化石油ガス保安規則第6条第1項第3号、貯蔵設備に係る保安距離）、が提案者から提案され、安全性が検証される場合、特区における高圧ガス保安法第16条第2項又は第18条第2項の経済産業省令で定める技術基準として、DME貯蔵設備における保安距離は、安全性が検証された距離とする。</p>	<p>の「等」とは何か。 求める要件が過度のものとなっていないか。必要なものなのか。</p> <p>「安全が検証される場合」については、「同等の安全性を確認」するための客観的基準を示し、地方公共団体に～の内容について判断できるようにできないか。経済産業省は、地方公共団体が検証したものについて、確認すれば足りるようにできないか。このようにしないと、自治体からみてどのような場合に「安全性を確認」できるのか不明確ではないか。</p>	<p>・スペックとは、高圧ガスの製造の許可で必要となるもの（処理設備の処理能力、処理設備の性能、設備の構造に関する書類、施設の位置に関する書類や図面）を想定しており、保安確保策の内容によっては、提案するスペックが追加又は削減されることが考えられるため、「等」と記載した。</p> <p>・現行の技術上の基準は経済産業省令で定められているものであり、～の内容と現行の技術上の基準を比較検討し、「同等の安全性を確認」できるのは、経済産業省である。比較検討するために、～の内容は必要最小限のものである。</p>
<p>実施主体</p>	<p>DMEを貯蔵する者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>新エネ導入の促進の観点から、DMEの導入を図ることが特に必要である地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>～の内容について総合的な安全性が検証され、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。</p>	<p>上記特例措置の内容の変更により、必要ないのではないか。</p>	<p>・上記の理由により必要である。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>			

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1114
構造改革特区において実施可能な特例措置	地方公共団体の提案に基づく水素ステーション及びDMEステーションの整備に係る保安検査周期の延長
特例措置を講じるに当たっての条件	保安検査周期の延長が可能であると判断できる、設備毎の機能維持状況に関するデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	水素ガススタンド及びDMEスタンドにおける保安検査期間に関する特例事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	告示		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	一般高圧ガス保安規則第79条第2項 コンビナート等保安規則第34条第2項 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示(以下、製造細目告示)第14条		
特例を講ずべき法令等の現行規定	原則年1回、保安検査を受けなければならないが、特定の設備は保安検査期間が延長されている。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>設備のスペック（使用圧力、処理量等）、たとえば保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該設備の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献、具体的な保安検査期間に係る技術上の基準（参考：製造細目告示第14条、保安検査の期間）、が提案者から提案され、安全性が検証される場合、一般高圧ガス保安規則第79条第2項、コンビナート等保安規則第34条第2項の告示により、特区における水素ガススタンド及びDMEガススタンドにおける保安検査期間については、安全性が検証された検査期間とすることができることとする。</p>	<p>の「等」とは何か。 求める要件が過度のものとなっていないか。必要なものなのか。</p> <p>「安全が検証される場合」については、「同等の安全性を確認」するための客観的基準を示し、地方公共団体に～の内容について判断できるようにできないか。経済産業省は、地方公共団体が検証したものについて、確認すれば足りるようにできないか。このようにしないと、自治体からみてどのような場合に「安全性を確認」できるのか不明確ではないか。</p>	<p>・スペックとは、高圧ガスの製造の許可が必要となるもの（処理設備の処理能力、処理設備の性能、設備の構造に関する書類、施設の位置に関する書類や図面）を想定しており、保安確保策の内容によっては、提案するスペックが追加又は削減されることが考えられるため、「等」と記載した。</p> <p>・現行の技術上の基準は経済産業省令で定められているものであり、～の内容と現行の技術上の基準を比較検討し、「同等の安全性を確認」できるのは、経済産業省である。比較検討するために、～の内容は必要最小限のものである。</p>
<p>実施主体</p>	<p>水素ガススタンド及びDMEスタンドにおいて高圧ガスを製造する者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>新エネ導入の促進の観点から、水素スタンド等の導入を図ることが特に必要である地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>～の内容について総合的な安全性が検証され、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。</p>	<p>上記特例措置の内容の変更により、必要ないのではないか。</p>	<p>・上記の理由により必要である。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>			

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1115
構造改革特区において実施可能な特例措置	地方公共団体の提案に基づく高圧ガスに係る認定検査実施者による製造施設の自主検査対象の拡大
特例措置を講じるに当たっての条件	処理能力の増加に伴う危険度評価、事業者の管理能力を客観的に示すもの等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	高圧ガスに係る認定検査実施者による製造施設の自主検査事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令 通達		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について(平成11・9・22立局第1号)		
特例を講ずべき法令等の現行規定	認定完成・保安検査実施者が行うことのできる自主検査の対象は、製造施設の処理能力が20%以上の増加を伴う工事以外の工事としている。		

【 検討要請への回答 】

<p>特例措置の内容</p>	<p>処理能力が20%以上の増加を伴う工事について自主検査を実施しても保安が確保されることを評価する要領(たとえば、施設の危険度評価や事業者の管理能力を客観的に評価するシステム)、具体的な処理能力の増加率の上限、が提案者から提案され、安全性が検証される場合、高圧ガス保安法第39条の2に基づく経済産業省令により、特区においてその処理能力の増加率の限度内のとき、高圧ガス保安法第39条の2に基づく特定変更工事として認定検査実施者が自ら検査を行うことができることとする。</p>	<p>求める要件が過度のものとなっていないか。必要なものなのか。</p> <p>「安全が検証される場合」については、「同等の安全性を確認」するための客観的基準を示し、地方公共団体に、の内容について判断できるようにできないか。経済産業省は、地方公共団体が検証したものについて、確認すれば足りるようにできないか。このようにしないと、自治体からみてどのような場合に「安全性を確認」できるのか不明確ではないか。</p>	<p>・本件は、地方公共団体が自由に処理能力の増加率を決定できるように考慮したものであり、処理能力を増加させても安全が確保される評価システムについて、経済産業省が確認するために必要となるものが、の内容である。したがって、必要最小限なものである。</p>
<p>実施主体</p>	<p>認定検査実施者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>コンビナート事業等の円滑化の観点から、自主検査対象の拡大を図ることが特に必要である地域</p>		
<p>同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)</p>	<p>、の内容について総合的な安全性が検証され、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。</p>	<p>上記特例措置の内容の変更により、必要ないのではないか。</p>	<p>・上記の理由により必要である。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>			

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1116
構造改革特区において実施可能な特例措置	地方公共団体の提案に基づく高圧ガス保安法上の可燃性ガスの製造施設の保安距離規制の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	たとえば自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁等災害による周囲への被害を小さくするための代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき提案者からの提案を受け、安全性が検証されること

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	高圧ガス保安法上の可燃性ガスの製造施設の保安距離に関する特例事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	コンビナート等保安規則第5条第1項第2号、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第2号、液化石油ガス保安規則第6条第1項第2号		
特例を講ずべき法令等の現行規定	可燃性ガスの製造施設は、高圧ガス災害の周辺物件への被害を小さくするため、製造設備から周囲の物件(学校、病院、民家等)までの距離が定められている。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>製造施設のスペック（ガス種、使用圧力等）、たとえば自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁の設置等、保安距離を変更しても災害の周囲物件への被害を小さくする保安確保策、保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献、具体的な製造施設に係る技術上の基準（参考：一般高圧ガス保安規則第7条第2項、圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準）、が提案者から提案され、安全性が検証される場合、特区における高圧ガス保安法第8条第1号の経済産業省令で定める技術基準として、コンビナート等保安規則第5条第1項第2号、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第2号、液化石油ガス保安規則第6条第1項第2号にかかわらず、可燃性ガスの製造施設における保安距離は、安全性が検証された距離とする。</p>	<p>の「等」とは何か。 求める要件が過度のものとなっていないか。必要なものなのか。</p> <p>「安全が検証される場合」については、「同等の安全性を確認」するための客観的基準を示し、地方公共団体に～の内容について判断できるようにできないか。経済産業省は、地方公共団体が検証したものについて、確認すれば足りるようにできないか。このようにしないと、自治体からみてどのような場合に「安全性を確認」できるのか不明確ではないか。</p>	<p>・スペックとは、高圧ガスの製造の許可が必要となるもの（処理設備の処理能力、処理設備の性能、設備の構造に関する書類、施設の位置に関する書類や図面）を想定しており、保安確保策の内容によっては、提案するスペックが追加又は削減されることが考えられるため、「等」と記載した。</p> <p>・現行の技術上の基準は経済産業省令で定められているものであり、～の内容と現行の技術上の基準を比較検討し、「同等の安全性を確認」できるのは、経済産業省である。比較検討するために、～の内容は必要最小限のものである。</p>
<p>実施主体</p>	<p>可燃性ガスの製造施設において高圧ガスを製造する者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>コンビナート事業等の円滑化の観点から、可燃性ガスの製造施設の保安距離を変更することが特に必要である地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>～の内容について総合的な安全性が検証され、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。</p>	<p>上記特例措置の内容の変更により、必要ないのではないか。</p>	<p>・上記の理由により必要である。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>			

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1117
構造改革特区において実施可能な特例措置	地方公共団体の提案に基づく含有酸素可燃性ガスの圧縮禁止条項の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	可燃性ガス中の酸素の容量の比率を上げても、安全性が確保されることを証明するデータ等につき、提案者から提案を受け、安全性が検証されること

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	含有酸素可燃性ガスの圧縮に関する特例事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	コンビナート等保安規則第5条第2項第1号八、一般高圧ガス保安規則第6条第2項第1号八		
特例を講ずべき法令等の現行規定	可燃性ガス中の酸素の容量が全容量の4%以上のものは圧縮してはならない		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>製造施設のスペック（ガス種、使用圧力等）、具体的な酸素濃度、圧縮方法、保安確保策、保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献、が提案者から提案され、安全性が検証される場合、特区における高圧ガス保安法第8条第1号に基づく経済産業省令で定める技術基準として、コンビナート等保安規則第5条第2項第1号八、一般高圧ガス保安規則第6条第2項第1号八にかかわらず、安全性が検証された酸素濃度の圧縮をすることができることとする。</p>	<p>の「等」とは何か。 求める要件が過度のものとなっていないか。必要なものなのか。</p> <p>「安全が検証される場合」については、「同等の安全性を確認」するための客観的基準を示し、地方公共団体に～の内容について判断できるようにできないか。経済産業省は、地方公共団体が検証したものについて、確認すれば足りるようにできないか。このようにしないと、自治体からみてどのような場合に「安全性を確認」できるのか不明確ではないか。</p>	<p>・スペックとは、高圧ガスの製造の許可が必要となるもの（処理設備の処理能力、処理設備の性能、設備の構造に関する書類、施設の位置に関する書類や図面）を想定しており、保安確保策の内容によっては、提案するスペックが追加又は削減されることが考えられるため、「等」と記載した。</p> <p>・現行の技術上の基準は経済産業省令で定められているものであり、～の内容と現行の技術上の基準を比較検討し、「同等の安全性を確認」できるのは、経済産業省である。比較検討するために、～の内容は必要最小限のものである。</p>
<p>実施主体</p>	<p>高圧ガスを製造する者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>コンビナート事業等の円滑化の観点から、可燃性ガス中の酸素の容量が全容量の4%以上のものを圧縮することが特に必要である地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>～の内容について総合的な安全性が検証され、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。</p>	<p>上記特例措置の内容の変更により、必要ないのではないか。</p>	<p>・上記の理由により必要である。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>			

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1118
構造改革特区において実施可能な特例措置	地方公共団体の提案に基づく他の防液堤配管の通過制限の撤廃
特例措置を講じるに当たっての条件	たとえば配管からの高圧ガスの漏えいを防ぐための2重配管構造等防液堤の内外に設備を設置しても安全性が確保される代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	防液堤と配管との距離規制に関する特例事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第8号 コンビナート等保安規則第5条第1項第36号		
特例を講ずべき法令等の現行規定	防液堤の内外には特定の設備以外は設置してはならない。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>貯蔵設備と配管のスペック（ガス種、使用圧力等）、具体的な配管の設置の仕方、具体的な防液堤と配管との距離（参考：製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第2条、防液堤の周辺における設備等の設置制限）、保安確保策、保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献、が提案者から提案され、安全性が検証される場合、特区における高圧ガス保安法第8条第1号に基づく経済産業省令に定める技術基準として、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第8号、コンビナート保安規則第5条第1項第36号の規定にかかわらず、安全性が検証された配管の設置をすることができることとする。</p>	<p>の「等」とは何か。 求める要件が過度のものとなっていないか。必要なものなのか。</p> <p>「安全が検証される場合」については、「同等の安全性を確認」するための客観的基準を示し、地方公共団体に～の内容について判断できるようにできないか。経済産業省は、地方公共団体が検証したものについて、確認すれば足りるようにできないか。このようにしないと、自治体からみてどのような場合に「安全性を確認」できるのか不明確ではないか。</p>	<p>・スペックとは、高圧ガスの製造の許可が必要となるもの（処理設備の処理能力、処理設備の性能、設備の構造に関する書類、施設の位置に関する書類や図面）を想定しており、保安確保策の内容によっては、提案するスペックが追加又は削減されることが考えられるため、「等」と記載した。</p> <p>・現行の技術上の基準は経済産業省令で定められているものであり、～の内容と現行の技術上の基準を比較検討し、「同等の安全性を確認」できるのは、経済産業省である。比較検討するために、～の内容は必要最小限のものである。</p>
<p>実施主体</p>	<p>高圧ガスを製造する者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>コンビナート事業等の円滑化の観点から、防液堤の外内に配管を設置することが特に必要である地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>～の内容について総合的な安全性が検証され、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。</p>	<p>上記特例措置の内容の変更により、必要ないのではないか。</p>	<p>・上記の理由により必要である。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>			

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1119
構造改革特区において実施可能な特例措置	地方公共団体の提案に基づく高圧ガス設備の開放周期の自主基準化
特例措置を講じるに当たっての条件	開放検査周期の延長が可能であると判断できる、設備毎の機能維持状況に関するデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	高圧ガス設備の開放検査期間に関する自主基準化事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	告示		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第16条		
特例を講ずべき法令等の現行規定	保安検査においては、耐圧試験又は開放検査を行わなければならない。開放検査はその期間が定められている。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>高圧ガス設備のスペック（ガス種、材料等）、具体的な開放検査期間（参考：製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第16条、高圧ガス設備の開放検査期間）、たとえば開放検査期間の延長が可能であると判断できる、機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献、が提案者から提案され、安全性が検証される場合、特区においては当該検査期間とすることができることとする。</p>	<p>の「等」とは何か。 求める要件が過度のものとなっていないか。必要なものなのか。</p> <p>「安全が検証される場合」については、「同等の安全性を確認」するための客観的基準を示し、地方公共団体に～の内容について判断できるようにできないか。経済産業省は、地方公共団体が検証したものについて、確認すれば足りるようにできないか。このようにしないと、自治体からみてどのような場合に「安全性を確認」できるのか不明確ではないか。</p>	<p>・スペックとは、高圧ガスの製造の許可で必要となるもの（処理設備の処理能力、処理設備の性能、設備の構造に関する書類、施設の位置に関する書類や図面）を想定しており、保安確保策の内容によっては、提案するスペックが追加又は削減されることが考えられるため、「等」と記載した。</p> <p>・現行の技術上の基準は経済産業省令で定められているものであり、～の内容と現行の技術上の基準を比較検討し、「同等の安全性を確認」できるのは、経済産業省である。比較検討するために、～の内容は必要最小限のものである。</p>
<p>実施主体</p>	<p>高圧ガスを製造する者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>コンビナート事業等の円滑化の観点から、高圧ガス設備の開放検査期間を延長することが特に必要である地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>～の内容について総合的な安全性が検証され、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。</p>	<p>上記特例措置の内容の変更により、必要ないのではないか。</p>	<p>・上記の理由により必要である。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>			

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1120
構造改革特区において実施可能な特例措置	工場棟の建て替えやコンビナート地区の再開発等における石油コンビナート等災害防止法上のレイアウト規制等の見直し
特例措置を講じるに当たっての条件	代替措置について個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえ総合的な安全性が検証され、現行の施設地区の基準によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の再生推進のための安全確保事業（仮称）	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（以下、「レイアウト省令」という。）第10条、第11条、第12条		

【検討要請への回答】

<p>特例を講ずべき法令等の現行規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第10条（施設地区の配置の基準）では、製造施設地区は、その面積が千平方メートルを超え七千平方メートル以下である場合にあってはその外周から内側3メートル以内の部分に施設又は設備を設置しないこと等</li> <li>・第11条（特定通路の幅員）では、施設地区の区分及び面積に応じて6、8、10、12メートルの特定通路を配置すること等</li> <li>・第12条（通路の配置及び形状の基準）では、特定通路の上空を横断する連絡導管等は、特定通路の地盤面から4メートル以上の間隔を有すること等</li> </ul>		
<p>特例措置の内容</p>	<p>代替措置を講ずることによってレイアウト省令第10条（施設地区の配置の基準）、第11条（特定通路の幅員）及び第12条（通路の配置及び形状の基準）の各号で定める基準と同等の安全性が担保されているものとして、構造改革特別区域計画が認定された場合には、当該各条の規定を適用しないこととする。</p>		
<p>実施主体</p>	<p>レイアウト規制の対象となる第1種事業者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>			

【検討要請への回答】

<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>代替措置について、個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえ総合的な安全性が検証され、レイアウト省令第10条から第12条の規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。 代替措置による総合的な安全性を確認するために必要な実験データや文献等を提出すること。</p>	<p>については、特例措置の条件として特例措置の内容欄に記述すること。 「総合的な安全性」とは何か。 提出する実験データや文献等を示すべき評価項目を限定列挙されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ については、特例措置の条件として特例措置の内容欄に記述すること</li> <li>計画について同意、不同意を判断するためには、申請時に提出された実験データや文献等の内容により、総合的に安全性を確認する必要があることから申請時に必要な手続きとして「同意の要件」に明確に示す必要がある。</li> <li>なお、このことについては特区推進室のヒアリングにおいても確認されている事項である。</li> <li>・ 「総合的な安全性」とは何か。</li> <li>各施設地区の面積又は配置が当該各施設地区相互の関係、当該第1種事業所の敷地の面積及び地形、当該第1種事業所の周囲の状況その他の状況を、及び連絡導管又は連絡道路の配置が当該第1種事業所の各施設地区との関係、当該第1種事業所の敷地の地形及び周囲の状況その他の状況を、それぞれ勘案し、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがないこと。 (石災法第8条第1項関係)</li> <li>・ 提出する実験データや文献等で示すべき評価項目を限定列挙されたい。</li> <li>代替措置を講じた施設地区又は隣接する施設地区において火災が発生した場合、他の施設地区等（代替措置を講じた施設地区が事業所敷地境界に面する場合は、隣接事業所又は市街地）に対する延焼拡大防止対策が的確に措置されていること。</li> <li>代替措置を講じた施設地区又は隣接する施設地区において火災又は漏洩事故が発生した場合、共同防災組織を含む自衛防災組織及び消防機関による消防活動が円滑かつ的確に行えること。</li> <li>特定通路等の地盤面から4 m以上の間隔がとれない場合、共同防災組織を含む自衛防災組織及び消防機関による消防活動が迅速かつ的確に行えること。</li> </ul>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>			